

< 議長講演「長崎県議会の現状と課題」の内容 >

皆様、こんにちは。長崎県議会議長の瀬川光之でございます。

長崎県立大学と長崎県議会との間で包括連携に関する協定を3月23日に締結をさせていただきましたことを、改めて学長様をはじめ、関係の皆様方に心からお礼を申し上げたいと存じます。

この包括連携協定は、二元代表制の一翼を担います県民の代表として県政の意思決定を行う長崎県議会と、学術の中心として知的資源が集積する長崎県立大学が、包括的な連携のもと、相互に協力をし、様々な地域課題に的確に対応するとともに、魅力ある地域づくりや地域における高度な識見を有する人材の育成に資することを目的として連携協定を締結させていただいたものであります。

本日は、この講演が、連携協定を締結してから初めて行う事業ということで、大変ありがたい機会を設けていただきましたことを、重ねてお礼を申し上げたいと思います。

本日の講演のテーマは「長崎県議会の現状と課題」ということで、皆様に長崎県議会の現状、そしてその課題を知っていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず、本日の講演内容を、2ページにあります目次に従って紹介させていただきます。

まずは簡単に自己紹介をさせていただきます。次に2「議会の役割と活動」、そして3「議員の役割と活動」で、議会や議員がどのようなことを行っているのかを説明をさせていただきます。次に、4「議員のなり手不足」では、議員を目指す人が少なくなり政治離れが進んでいる現状を説明いたします。次の5「長崎県の課題」では、県が抱える課題と、その課題を解決するために行ってきたことを、私の町議員の経験と県議会議員の経験を交えてご説明をさせていただきたいと思います。その次の6「長崎県における議会改革の取り組み」では、コロナ禍において長崎県議会が目指すべき方向性と取組について説明をいたします。そして最後に7「これから社会人となられる皆様へ」で、私から学生の皆様へメッセージを送らせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、自己紹介をさせていただきます。

私は、農家の長男として、昭和37年3月、西海市西彼町で生まれました。農家の長男でありますから、農業を継ごうという思いを持って県立諫早農業高校に入学、卒業をいたしました。

昭和55年、卒業と同時に4月から、本格的な農業経営を学ぶために、福岡県久留米市のキュウリやトマト、しょうがなどを栽培するハウス農家に1年間、実習の研修に行っていました。4月1日の朝5時に起こされまして、しょうがの収穫を始めたのが初仕事でありました。休みは土曜日の市場出荷のない午後のみ。そして、お小遣いとして月に5,000円いただいております。ですから、今、働き方改革等々言っている社会の状況の中で、30年、40年前はそういった時代もあったということを考えていただければ、皆様方のお父さんよりも少し年上の人間だなということがご理解いただけるのではないかと

思っております。

現在は議長を務めておりますが、平成 21 年には文教厚生常任委員会の委員長を務めさせていただきました。後ほどお話しいたしますが、この時に「長崎県歯と口腔の健康づくり推進条例」を私が提案させていただき、制定を行いました。そして、平成 27 年には議会運営委員会委員長を務めさせていただきました。県議会として初めて、県下 10 の大学、短期大学がございますが、全ての大学から学生さんにお集まりをいただいて、議場で意見発表をしたり、議員との意見交換をしたりして、若者議会を開催させていただきました。

家族は、妻、長女、長男、そして父、母がおります。

私が政治を志したきっかけは、何といたっても地域の青年組織であります青年団に入団をして活動してきたことだと思っております。地域青年団というのは、団員の親睦のための行事はもちろんのこと、明るい選挙運動推進のための町内一周マラソン大会、高齢者一人暮らし世帯の訪問、そして当時大変問題となっておりました空き缶の対策のための清掃活動など多目的な活動を行う組織であります。地域の様々な課題を話し合い、青年の立場で活動してきたこと、これが政治を志したきっかけではないかなと、振り返ってそう思っております。

さらに私ごとで恐縮でありますけれども、昭和 63 年 4 月、結婚をいたしました。ちょうど次の年、昭和 64 年、元号が変わって平成元年に、西彼町の議会議員選挙が予定されておりました。結婚直後、家内に、「来年の町の議員に立候補したい」という相談をいたしました。家内は一向に了承をしてくれませんでした。了承をしてくれないまま年が明け、私は父親に「今年の町の議員の選挙に出たい」という相談をいたしました。父親からの答えは、皆様もお察しのとおり見事に反対され「何が何でも許さぬ」ということまで言われました。ところがその時、私の家内が父に対して「お父さん、許してやっていただけませんか」と、以前とは 180 度変わった話を私の父親にしてくれたことで、父親が何も言えなくなってしまい、家庭内に立候補できる環境が整いました。しかしなぜ私の家内が、この数ヶ月の間にそういった考え方に変わったのか、今でも本当のことを話してくれないのでわかりません。そして選挙では、無事に当選をさせていただき、4 期 14 年、西彼町議会議員を務めさせていただきました。

次に、2「議会の役割と活動」についてお話をいたします。

長崎県議会には、平成 24 年 3 月に制定をされました長崎県議会基本条例というものがあります。この条例は、議会の基本理念と議員の責務、活動などを明確にすることで、身近で信頼のできる議会として、県民の思い、期待に応えていくことを目的につくられたものであります。

この基本条例の第 3 条に議会の役割と活動について定められております。簡単に説明申し上げますと、県議会は「議決機関」や「意思決定機関」と呼ばれておりますけれども、これは議会が県政の基本的な方針を決める場だからであります。そして、知事をはじめとする「執行機関」、いわゆる県の職員は議会で決定した基本方針を元に仕事を進めることとなります。議会では、この執行機関が行った仕事、業務が本当に県民のためになったかどうかのチェックも行ってあります。

そのほかにも、議会では議案の審査、調査を行うほか、独自の政策の提案や政策提言にも取り組んでおります。さらに、これらの議会活動の透明性の確保や開かれた議会の運営、積極的でわかりやすい情報公開などを行うものとされております。

また、議会に対して県内 21 の市町や各種団体をはじめ、様々な方々からの陳情、要望を受け付けております。受け付けた陳情、要望につきましては、主に委員会で議論され、県民の様々な声が県政の中で生かされております。

次に、県議会の組織についてご説明いたします。

議会は、まず議員の中から選挙で議長と副議長を選びます。選ばれた議長は議会の運営や秩序維持にあたり、対外的に議会を代表いたします。副議長は、議長に事故がある時や議長が欠けた時に議長に代わり職務を行います。

また、議員全員で構成する会議のことを本会議といい、議案の議決、議会の意思決定はこの本会議で行います。

議会の意思決定は全て本会議で行うのですが、県の仕事は非常に広範囲かつ複雑なので、より専門的、能率的に審査するため、委員会というものを設置しております。この委員会には常任委員会、議会運営委員会、特別委員会というものがあります。通常、議案はこれらの委員会で審査された後に、その結果を参考にして本会議で議決されることとなります。

なお、議会の会期ですが、県議会は常時開かれているわけではありません。年に 4 回、概ね 2 月、6 月、9 月、11 月に開かれる定例会と、特別に必要な時に開かれる臨時会とがございます。

次に、直近に開催されました令和 3 年 2 月定例会の具体的なスケジュールを載せております。

まず、議会が開催されますと、議員全員が参加する本会議において、議案の提案者から、その議案についての説明が行われます。次に、本会議の一般質問で、議員が県政全般などについての質問を行い、知事などが答弁をいたします。その後、提出された議案をさらに詳しく審査するため、各委員会を開催いたします。

そして、全ての委員会での審査が終わると、再び本会議を開いて、各委員会の委員長がそれぞれの審査結果を報告いたします。その結果を参考にして、本会議でさらに質疑や討論をして採決となります。採決は議員の過半数で決定をされ、全ての議案の採決を行った後に閉会という流れになります。

ここに載せてあります令和 3 年 2 月の定例会では 2 月 24 日に開会し、3 月 19 日に閉会としておりますが、このように通常 1 か月弱の期間で定例会は開催されております。令和 2 年度の国の補正予算を受けて、県議会でも 1 日でも早く採決を行い、県民のために予算執行ができるようにと、2 月 26 日に本会議を開いて採決を行いました。常に県民目線で議会も対応しているということが、この日程でもおわかりいただけるのではないかと考えております。

議会についてお話をしましたが、次に、議員の役割と活動についてお話を申し上げます。

長崎県議会基本条例第 4 条に、「議員は次に掲げる役割を担い活動するものとする」とあります。具体的には、「県民の声を聴いてそれを県政に反映させ、県民の負託に応える

こと」、「県民全体の幸福を目指して活動すること」、「議会活動についての説明責任を果たすこと」、「政策能力の向上のため自己研鑽をすること」と記載されておりまして、議員には、法律、財政などの高い専門性、県政全般にわたる幅広い知識、県民の声を聴く力といった能力が求められております。

県議会の議員数と選挙区について、現在、県内に 16 の選挙区があり、定数は 46 名となっております。なお、現在の議員は平成 31 年 4 月 7 日の選挙で選ばれておりまして、任期は平成 31 年 4 月 30 日から 4 年間となっておりますので、次の県議会議員選挙は令和 5 年 4 月に行われることとなります。

また、議員は現在、いずれかの会派に属しております。この会派とは、議会内で同じ政策をもって活動しようとする議員のグループのことをいいます。

議員定数については、5 年に 1 度の国勢調査における人口の状況を踏まえた上で、議員改選前に協議を行い決定しております。令和 2 年 10 月に実施されました国勢調査の速報値が本年 6 月に公表される予定であることから、令和 5 年の議員改選に備え、今年の 6 月定例会において特別委員会を設置し、令和 4 年 2 月定例会で特別委員会での協議結果を報告する予定となっております。

なお、長崎県議会の現在の議員定数は 46 人で、議員一人当たりの人口は九州では真ん中ぐらいということがございます。平成 18 年の定数見直しの時の議員一人当たりの人口は、この時までは定数が 51 名でありましたから議員 1 名当たりの人口は 2 万 8,993 名となっていました。これを、平成 18 年に定数を 46 に見直しまして 3 万 2,144 人となっております。平成 27 年の国勢調査では議員定数 46 人で 2 万 9,939 人。そして令和 2 年国勢調査では、議員一人当たり 2 万 8,546 人ということでありまして、これまで概ね議員一人当たりの人口を 3 万人という考え方で議論がされてきていたのですが、現在の定数 46 人の状況で一人当たり 2 万 8,546 人が果たして適切であるかというところが一番の議論になるのではないかと考えております。

議会が行われていない時に議員は一体何をやっているんだろうと皆さんは思われるのかもしれませんが、議員は、定例会が開催されていない時は、現地の視察、あるいは委員会での視察、住民との意見交換、情報収集、陳情や要望活動、地域行事への出席など様々な活動を行っております。

このような活動を熱心に行い、県民の皆様の声を聴くことが議会での活動につながっておりますので、定例会以外での活動は大変重要なものとなっております。

例えば昨年、私の地元の事務所に、小学生、中学生を持つお母様方が来られました。特別支援学校に通う子どもを持つ親として、地元西海市に支援学校がないという話でした。子供を寄宿舎に入れたり、遠くまで送り迎えをしたりしていると大変だという話です。何とか西海市内に特別支援学校の分教室を設置できないかという要望をいただきました。

また、お母さん達は、「自分達と同じ思いをしておられる方々がどれくらいおられて、そして今後そういうお子様たちが何人くらいいらっしゃるのか、調査してアンケートをとってみます。」とおっしゃりました。「その結果を添えて市や市の教育委員会を通して、県にも要望を行いたい。その時には、議長よろしく願いいたします。」という熱い思い

をお訴えになり、お話を聞かせていただく機会をいただきました。

私も、条件がきちんと協議された後、皆様方のご期待に応えるべく、西海市内に特別支援学校の小学校、中学校部の分教室設置へ向けて協議を進めたいというふうに思っているところであります。やはりこういった方々の情に感じ、情に応えていくことも政治家にとって、あるいは政治にとって必要ではないかと思っております、そういった意味では、政治と有権者の方々の信頼を築く大きな要因の一つではないかなと思っております。

次に、議員提案条例について説明をいたします。

議員提案条例は、地方自治法第 112 条に規定をされております「議員の議案提出権」に基づいて、議員自らが条例を提案し成立した条例のことであります。知事が提案をして成立した条例と区別して、これを「議員提案条例」としております。

これまで長崎県議会において成立をいたしました議員提案条例は、記載をいたしております 7 つであります。これらの条例の中には、国の法律に基づき制定をしたものもありますけれども、県議会独自の視点で制定したものもあります。「長崎県産酒による乾杯の推進に関する条例」は、最初の乾杯の時には長崎県のお酒で乾杯しましょうという条例でありますけれども、これは皆様も聞いたことがあるのではないのでしょうか。

そして、議員提案条例を含めた条例は、上位法令、関係法令の有無が表に記載されておりますが、ありの場合は比較的制定がしやすい場合が多く、なしの場合にはかなり苦労が多いものと思われれます。後ほど話をさせていただきますけれども、平成 21 年 12 月に議決をいたしました「歯と口腔の健康づくり推進条例」も議員提案の条例なのですが、これも当時は上位法がなかったことから苦労した条例でありました。

次に議員のなり手不足についてお話をさせていただきます。

左側に、今年の 5 月 16 日の長崎新聞の記事を載せております。これによると、全国の町村議員の平均年齢は 64 歳となっており、大変高齢化が進んでいることがわかります。また、記事の中には女性議員の割合も記載されており、その平均は約 11%と女性の進出も進んでいないことがわかります。これでは、若い世代や女性の意見がなかなか行政に反映されにくいと言えます。

真ん中のグラフに長崎県議会議員の年齢構成も載せておりますが、平均年齢は 58 歳であり、60 歳以上の割合は 43%、50 歳以上になりますと 72%となります。なお、40 歳未満の議員は 1 名しかおらず、長崎県議会でも高齢化が進んでいると言えます。また、女性議員は 6 名、13%となっており、まだまだ女性議員の割合も低いのではないかと考えております。

また、一番右に九州各県の県議会議員の平均年齢を記載しておりますが、九州の平均は 58.3 歳、全国平均ですと 56.7 歳であり、日本全体で見ても県議会議員の高齢化が進んでいることがわかります。

先ほどは議員の高齢化と議員のなり手不足について話をいたしました。近年は選挙の投票率も年々低迷をいたしております。

この左上のグラフは衆議院議員の投票率の推移を記載したのですが、昭和までは全国

平均の投票率は70%前後、県内でも投票率は70%台の後半となっていたのですが、平成に入ってからは投票率は低下をしております。平成29年の選挙では50%台後半まで下がっております。この30年間で約20%も投票率が下がっていることがわかりになると思います。

また、平成29年度の衆議院選挙の年代別の投票率を下のグラフで示しておりますが、特に20代前半の投票率が一番低く30%程度しかありません。これは、若い世代の政治への無関心、政治離れが進んでいるからだと考えられます。

投票に行っても何も変わらない、投票したい候補者がいない、投票に行くのが面倒くさいなどと理由はあるのですが、一番身近に政治に関わることができる投票に行かないということになりますと、何も変わらないのではないのでしょうか。

こういうふうに偉そうに申し上げておりますが、政治への無関心は政治家と有権者の関係性が大きく影響しているのではないかと思います。政治家は、自分自身の人間性、政策、そして、どんな人かということを知ってもらう努力をさらにしなければならない。一般的に考えれば、知らない人には無関心なのが当たり前ではないかと思います。私も、さらに努力をさせていただくつもりです。

長崎県議会では、県民の政治離れを解消し県議会を身近に感じていただけるよう様々な取組をいたしております。各定例会後に「県議会レポート」をテレビで放映したり、各定例会後に「ながさき県議会だより」を作成し、新聞にも掲載したりしております。他にも、本会議のインターネット中継、委員会のYouTubeによるライブ配信や録画配信、議長の記者会見を行い、県民の皆さんが気軽に議会のことを知っていただけるよう、様々な発信を行っております。皆様もぜひ一度、ご覧になってください。

次に、私から、大学生の皆さんに注目して欲しい点について述べさせていただきます。

長崎県には、人口減少、少子・高齢化、県民所得の低迷、離島地域の振興など様々な課題があります。皆さんも、長崎県や現在の日本に様々な課題があることは認識されていることと思います。しかしながら、政治への無関心、特にこれからの社会を担う若い人たちの政治離れが続くと、これからの課題解決へ何もつながっていきません。

最近ではSNSなどで個人の意見を簡単に発信することができるようになってきているので、皆さんも身近な社会問題などをSNSなどで発信したことがあるのではないのでしょうか。SNSで意見を表明することも非常に重要なことなのですが、政策を決定しているのは議会であり議員なのであります。若者が選挙に行かないと、若者の意見を持った候補者が選挙に当選しにくいので、ますます若い人たちの意見が政治に反映しにくくなります。まずは投票に行き、若者の意見を政治に反映させていただく必要があります。

また、政治は日本で暮らす全ての人に関わるものであります。最近のコロナ禍の件でもわかりますとおり、特に今の時期は政治の意思決定が非常に重要になってきております。改めて国や地方を動かす政治家の人たちにどういった政治をして欲しいのかを考えるよい機会だと思います。そのためには、国や自分の住んでいる地域の政治を知ることが必要であり、さらに、どういう政治家が今の世の中を動かしているのか、政治家、議員個人への関心を高めることも必要ではないのでしょうか。

また、県議会議員の多くが、インスタやフェイスブック、Line等で情報の発信を行っております。私も近頃は配信する機会が少なくなりましたが、たまにはやっておりますので、県議会議員のSNS等を是非チェックしていただければと思います。

次に、長崎県の課題について説明をいたします。

まずは、財政状況を見ていただきたいと思います。左に国の財政状況を、右に長崎県の財政状況を円グラフで示しております。上の円グラフは歳入、下の円グラフは歳出となっております。

はじめに国の財政状況ですが、国の歳入の約6割が税収となっており、残りの4割は借金で補われております。その借金の額は1年間で約44兆円、現在の借金の総額は1,200兆円、国民一人当たり1,000万円弱であります。また、国の歳出を見ても、借金とその利息に24兆円と歳出全体の22%を占めております。

一方、長崎県の2020年度の財政状況を見ても、歳入が約7,260億円ですが、そのうちの税収など自主財源は36%ほどしかありません。歳入の残りは借金と国からの仕送りで賄っております。この国からの仕送りである地方交付税と国庫支出金は、長崎県の収入の46%ほどでありますけれども、これは全国平均の28%を大きく超えておりまして、それだけ大きく国に依存をしているということがわかります。長崎県の歳出を見ても、必ず支払わなければならない人件費、社会保障に関する経費の割合が高いために柔軟性がなく、非常に脆弱な財政構造となっていることがわかります。

長崎県には先ほどの財政状況の脆弱さのほかにも様々な課題を抱えております。今度はその課題と主な取組についてご紹介をいたします。

まずは人口減少、少子・高齢化の問題であります。長崎県は、全国平均より高い人口減少、少子・高齢化率、大学新卒者の県内就職率の低迷といった課題を抱えております。

それに対する県の主な取組といたしまして、働く場の創出、交流人口の拡大や結婚、妊娠、出産、子育ての環境整備などを進めているところであります。その中で私が関わった事業について、簡単にご説明をさせていただきます。

平成の一桁、私が西彼町議会議員の時代のことであります。西彼町には小学校が、大串小学校、亀岳小学校、西彼北小学校、白似田小学校の4校がありました。その4校区の中で白似田小学校区だけに町営住宅がありませんでした。児童数はどんどん減っていき増える見込みがなかったことから、私は、西彼町全ての4校区に町営住宅を建設するように一般質問で提案をさせていただきました。そして、町長の理解も得られ、行政の理解も得られ、数年後に24世帯の町営住宅が建ち、多くの子育て世帯が入居をさせていただいて、白似田小学校の児童数が増加をしていきました。それからもう既に30年近くたっており、子育て世代もだんだん年を取り児童生徒も減っていき、そして最後は白似田小学校は亀岳小学校と統廃合し、2年ほど前に新しくときわ台小学校ができました。

地域にとって小学校が一つなくなってしまうということは、活気がものすごくなくなってしまったように感じます。毎日子どもの声がしていたのが、全くしなくなったという現状を見て、お年寄りの元気までなくなってしまった。そういった環境ががらっと変わることになりますから、人口減少については本当に力を入れていかなければならない政

策の一つではないかなというふうに思っております。

次の課題といたしまして県民所得の低迷がございます。長崎県の一人当たりの県民所得は、全国 40 位台であり、県民所得の増加が課題となっております。これに対しての主な取組みといたしましては、新産業・知識集約型産業の育成、先端技術による生産性向上などがあります。

ここでは、具体的に西海市の松島にあります松島火力発電所について述べさせていただきます。

令和元年度までは、市は松島火力発電所の存続を要望してまいりました。そして令和 2 年度、今度は、いろんな方々のご意見や国が目指すエネルギー政策、あるいはCO₂削減計画等々を考えて、視点を変えて脱炭素社会の実現に向けた取組についてということで国に支援をお願いする要望を提出いたしました。ちょうどタイミングよく、令和 3 年 4 月に高効率化整備方針を松島火力発電所が発表しました。全国初となる高効率化の改修が行われるということでもあります。

電力の再生可能エネルギーへの転換は大変重要なことでもあります。しかし、問題もあって、需要に対して供給の割合がまだまだ少ないということ、そして蓄電池の技術がさらに進むこと等も大きな要素の一つではないかと思えます。太陽光や風力、潮力といった再生可能エネルギーは、一定の能力で 365 日、24 時間ずっと発電をし続けるということは不可能であります。

電力供給事業者に話をお聞きしたのですが、太陽光、風力で発電をするのを受け入れてはありますが、夏のある日に急に曇りや雨になったら、発電量は下がってしまう。その時に急いで火力発電で賄おうとしても急にはできないのだと。やはりずっとジョギングをし続けておかなければ、急には対応できないのだから火力発電所は当面、何十年かは必要なんだと。だけれども、高効率化をやることによって、少しでも世界の流れ、国の方針に役立って行こうと、変えて行こうというようなことを西海市の発電所で、日本では初めてやることが決まったことで、新たな雇用や所得向上にも繋がるのではないかと思っております。

さらに詳しく申し上げますが、高効率の石炭ガス化複合発電がどのような発電仕組みなのかについてご説明をいたします。

まず、左の図であります。既存の石炭火力発電では石炭を燃焼した熱を利用して、まずはボイラーで蒸気を発生させ、その蒸気を使って蒸気タービンを回して発電をしております。

一方、右のIGCCでは、最初に石炭をガス化し、そのガスを利用してガスタービンを回して発電をします。次にガスタービンの排熱を利用して蒸気をつくり、蒸気タービンを回して発電するという 2 段階の発電プロセスによる複合発電方式を採用しております。この方法が成功しますと、従来の火力発電と比較して石炭使用量を約 20%削減、CO₂排出量は約 15%削減、発電効率を約 50%程度効率化できるというふうにされております。先ほど申しましたように、日本の火力発電所を牽引する事業となることを期待しているところであります。

他の課題といたしまして、近年の異常気象などの気候変動等によるリスクの増大がござ

います。県の主な取組といたしましては、防災危機管理体制の構築、防災・減災対策の推進、防災意識の向上などがあります。

ここでは、平成6年から7年の佐世保市を中心とした湯水について述べさせていただきます。皆さんがまだ生まれていなかった時代でありますけれども、佐世保市で発生しました平成6年から7年の湯水時には、最大で43時間連続の断水が実施されました。制限期間は264日間にも及び市民生活、経済に大きな被害をもたらしました。

その平成6年、当時私が住んでいた西彼町でも、地域によっては農業用水の確保が極めて難しい状況になりました。私は当時、約25ヘクタールの土地改良区の組合長という立場でありました。水源である河川の水量が激減して、その水源だけでは農業用水が足りない状況でありました。当時は朝、5時、6時に役員会を何度も何度も開きました。どうやって水源を確保するかという話でありました。

悩んだ末に私は、コンクリートミキサー車で水を運び、水田に水を入れたらどうだろうかと考え、自分の水田で実験してみました。これが意外とうまくいきまして、1日5~6台、大型のミキサー車を借り上げて、10分ぐらい離れたところにあります大きな河川から、1日15回、16回往復をして、1日500トン以上の水を運んで、何とかこの干ばつ被害を食い止めることができました。

当時は、状況を知らない方が見て、生コン車がたくさん来て田んぼに何か入れていると、何をやっているのかとびっくりしたという話を後ほど聞いたことがございます。しかしながら、そういった奇抜なアイデアが、時に市民・県民の生活を守ることができるという例であり、何事も失敗を恐れずにやってみる必要があるというふうに思っております。

次に同じく気候変動によるリスク増大の取組ということで、国土強靱化計画についてお話をいたします。

この国土強靱化計画とは、平成23年3月の東日本大震災を受けて平成25年に施行された国土強靱化基本法に基づいて、大規模な災害から被害を最小化するための計画のことをいいます。この計画は、国だけではなく都道府県、市町村レベルでも計画作成が必要なものであります。

長崎県では平成27年に計画を策定いたしました。市町では全く計画がされていなかったことから、令和元年7月に、山本順三国土強靱化担当大臣から、全国の議長へ向けて計画策定の依頼がありました。その当時、未策定であった市町に対しまして、計画の策定を要請いたしました。その結果、令和2年度までに20の市町で策定を終え、残り1町も今年度中に策定する見込みとなりました。

私はその当時、担当大臣の話を聞いて直感的に感じたことは、ひょっとしたら、この地方自治体は計画をつくることができるという「できる規定」によって、地方自体の真剣度と申しますか、これからの自分たちの地域を守る意気込みがどれだけあるのかということをはかっているのではないかと。地方が国に要望をする時に、国は市町村が国土強靱化計画を策定しており、それに基づいているものかどうかをみているのではないかと。市町が要望した計画が国土強靱化計画に策定されているものならば採択を積極的にやろう、策定されていないのに要望を受けても、それはちょっと困る、策定されているところを優先しま

すよという意図があるのではないかと思います。県と早急に協議をしまして、県は市や町へ、私は市議会や市議会の議長さん、町議会の議長さんへ計画策定の要請を行った次第でございます。

次に医療・介護の充実、健康増進の取組についてご説明をいたします。

長崎県では現在、離島・へき地医療体制が不十分であるという課題、新型コロナウイルスなど新たな感染症への対応が求められております。県では、このため、地域医療・介護への取組や、効率的で質の高い医療体制の確保などへの取組を展開しているところでありますけれども、その一環として、議員提案条例で制定をいたしました「長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例」についてお話をしたいと思います。

当時、私は、歯科医師会と8020政策研究会という会をつくって有志の県議会議員らと勉強会を行っておりました。平成20年ごろ、全国47都道府県の中で新潟県、北海道が、歯の健康づくり推進条例を先につくっておられました。その時に、長崎県にも条例が必要であると歯科医師会から懇願をされました。しかし、県の行政は、上位法がないということ、あるいは条例をつくっても、その条例に対する予算措置がなかなか困難であるというようなことから、なかなか協力していただけなかったということがございました。仲間の議員と3か月ほど詰めて勉強会を実施し、歯科医師会に特例的に講習も受けました。担当の行政部局とも何度も何度も議論を重ねて、ようやく平成21年12月に議員提案ということで条例が策定できました。この時に逐条解説を付した条例は全国で初めて、九州で初めての歯と口腔の健康づくり条例を制定させていただいたということでございます。

条例の主な事項としては、幼児期、小学校・中学校期のフッ化物洗口というようなことで、条例を制定していない県外の自治体でも、かなりの結果、優秀な成績を収めていた実績があったことから、積極的に条例制定に向けて動かさせていただいたということでございます。

次に、同じく医療・介護の充実、健康増進ということで、長崎大学におけるBSL-4施設の設置についてお話をいたします。

まずBSLとは何かということでございますが、BSLとはバイオセーフティレベルの略でございます。世界保健機構、WHOが定めるウイルスや細菌などの病原体を扱う施設の基準のことでございます。レベル4は、最も危険なエボラウイルスなどの病原体に対応可能な施設であります。

このことについては、平成26年、長崎大学の当時の学長さんから相談を受けました。長崎大学にBSL-4の施設を建設できたら、全国で初めてとなる施設であるということで、長崎大学はこれまで感染症と関わりを持ってきた大学であるということも含めて、どうしてもつくりたいというお話をいただきました。しかし、地域の同意、あるいは自治体の同意をどういう手順で進めればいいのかということがわからないので力を貸して欲しいという話でありました。

私は長崎市議会の代表の方と一緒に、大学側から説明を受ける機会をつくっていただきました。

その後、市議会と県議会が、同じ年の同じ月の議会で、BSL-4施設整備を促進しな

いという意見書を採択しようと申し合わせました。そして平成 26 年 12 月に長崎県議会と長崎市議会が「長崎大学における感染症研究拠点の早期整備に関する意見書」というものを可決いたしまして、長崎市議会は市長へ、長崎県議会は知事へと意見書を提出し、県、市、大学の足並みがそろって B S L - 4 施設の整備計画が進行することにつながったということでございます。

次に、地域活力の低下についてご説明をいたします。

地域活力の低下の原因といたしましては、人口減少に伴う地域活動の担い手不足が主な原因でありまして、その対策として長崎県では、地域の担い手確保に向けた移住の促進や交通ネットワークに対する様々な対策を行っております。

ここでは、五島市の特定地域づくり事業協同組合制度について話をさせていただきます。特定地域づくり事業協同組合とはそもそも何かと簡単に申しますと、急激な人口減に直面をしている地域が地域産業の担い手を確保するために、労働者を派遣する組合をつくって、その組合が労働者の雇用と派遣を行うというものであります。今のところ、県内 21 市町の中で五島市の 1 団体のみでありまして、今後さらに他の市町の取組が期待されているところでございます。

次は離島地域の振興についてであります。離島地域では特に人口減が顕著となっております。これに対して県の主な取組は、有人国境離島法関連事業の施策の活用、しまの資源を活かした地域活性化の取組を行っております。

ここでは、とある離島にある郵便局の存続について、お話をさせていただきます。

スライドにもありますように、人口減少などの要因から、郵便局から簡易郵便局に変更するということで、島民の生活にいろいろな支障が出てくるという懸念がありました。当時、既にもう漁協や農協の営業所は姿を消しており、残る島民の金融の窓口は郵便局のみでした。平成 27 年 2 月に知事が、日本郵便株式会社に郵便局の存続の要望を出すなど具体的な行政の動きも出てきたわけでありまして。

次に、同じく離島地域の振興ということで、ここでは大島大橋の通行料無料化について、ご紹介をさせていただきます。

大島大橋は、西海市にある西彼杵半島と同市大島町を結ぶ 1,095 メートルの橋梁でありまして、総事業費約 290 億円をかけて平成 11 年に完成をいたしました。

周囲の離島架橋の通行料金が無料化となる中、唯一、大島大橋のみが有料のままであって、離島の振興と活性化を図るために、平成 22 年 11 月定例会において無料化を要望し、平成 23 年 4 月から無料化が実現されたということでもあります。

これは、平成 23 年 4 月までに松浦市の鷹島大橋、長崎市の伊王島大橋がそれぞれ無料化で開通をするという時でありました。

大島大橋においても、平成 24 年に無料化を求める地元の声が次々に上がりましたが、国の有料道路事業として建設していたため、当時、無料化するためには一定の財源が必要でありました。

そこで私が考えたのが、西海市は合併の自治体でありましたから、10 年間は合併特例債というのを借りられる。その合併特例債を借りると 7 割は国からの交付金で戻ってきま

すので、残りの3割については、県と市と民間で知恵を出し合いながら解決したところです。そして、その時に私は知事に、「国に私が行くわけにいかないの、やはり執行機関の長である知事が国に行って無料化の話をしてきてください」とお願いして、国に行っていた。そして、きちんと約束をしてもらって、橋を無料化する手続を済ませたということがありました。

最後にお話をもう一回させていただきますが、本当に政治家というものは、間に挟まれて大変苦勞をする仕事でもあるなというふうに思っているところであります。しかし、こういった形で無料化をしたのは、多分、全国でそう例がないことではないかなとも思っているところでございます。

次に本県における議会改革の取組について、ご説明をいたします。

現在、県議会では3つの柱を軸に取組をしております。1つ目はデジタル化、2つ目は県民に身近な議会、3つ目は信頼の醸成ということでありまして。こういったことから議会の改革に取り組んでいるということでありまして。

私自身も、いろんな書類がファクスで事務所に送られてきますけれども、それをできるだけペーパーレス化しようということで、今は自分のスマートフォンにメールで転送し、ファクスのコピー紙代が浮いているということでございます。

これらの取組につきましては、新聞にも取り上げられているところでございます。

次に通年議会の導入と廃止についてご説明をいたします。

本議会は年に4回というようにお伝えをいたしましたが、平成23年に定例会、臨時会を区別しない通年議会というものをやったことがあります。通年議会をやるメリットももちろんあるわけですが、デメリットも大きく、1年間を通じて議会を行うことから議会活動の比重が大きく、議会活動以外での議員の活動に支障が出てきたり、あるいは職員の業務が、年4回の時と比べると1.5倍になったり、議会対応業務に縛られて業務に支障が出るというようなことで、平成25年度に廃止をいたしました。

次に新型コロナウイルス感染症対策における補正予算について記載をいたしております。コロナウイルスが流行する前の平成30年度には補正予算の議案件数は7件でありましたけれども、コロナウイルス感染症が発生した令和元年度末から、コロナ対策の補正予算の議案件数が増えるようになりました。さらに令和2年度には1年間を通じて補正予算が組まれ、コロナ感染症が発生する前の平成30年に比べて、補正予算の件数は9件増となっております。令和3年度もまだ始まったばかりでありますけれども、臨時会の開催も含めて既に4件の補正予算の議案の提出がなされております。

次に、コロナ禍の中での県議会の運営と対応についてご説明をさせていただきます。

県議会では、昨今のコロナ感染症への対策として、記載をいたしておりますとおり様々な取組を行っております。コロナ感染症対策の徹底ということで、当然のことながらマスク着用、手指消毒を徹底、議場や委員会ではアクリル板を設置し、感染症対策の徹底を図ってきております。また、新たな取組といたしましては、委員会のオンラインでの実施体制の整備や本会議における電子表決の実施ができるように整備をいたしました。

それに加えまして、感染防止のための申し合わせ事項を策定いたしまして、コロナ禍に

おける議会活動や議員活動についての取り決めも行いました。その他にも効率的に議会を運営し、会期の日程の短縮に取り組み、議会傍聴の制限、委員会における現地調査の延期というような対策も併せて行ってきたところでございます。

それでは、最後になりますが、私から皆様方へメッセージを送らせていただきたいと思います。存じます。

私たちは、富あるいは便利さを享受して、成熟した社会を構築してまいりました。しかし、一方で人間関係の希薄さ、コミュニティの衰退が進んでいるなどと言われて久しいわけであります。人口減少、少子・高齢化社会への急激な進行、そして国債残高の増大、グローバル化、近隣諸国の緊張、地球規模での環境問題、さらには新型コロナウイルス感染症対策など、問題は山積しております。

コロナ感染症対策で国は巨額の財政出動を行う中で、地方はできる限りの感染対策を実施し、併せて経済活動を支援するなど、私どもも国に依存をした財政運営の中で出来る限りのことを行っております。

そのような中、今申し上げるべき話ではないと思ったりもするわけでありますけれども、政治に携わり約 30 年たっております。その 30 年間、ずっと思い続けてまいりましたことは、有権者は納税という義務を果たして、福祉という形で公共のサービスを受ける権利を求める。政治家は、負担とサービスの不均衡さをあまり語ろうとしない。「身の丈」などという言葉、地方の政治家は使うべきではないのかもしれない。

一方、国は 2025 年プライマリーバランス、財政の健全化を図り収支の黒字化を目標に掲げていたことも事実であります。一気に解決するには大変困難な道のりであろうかと思えます。しかし、問題意識を常に持ち、目標に進んでいくことも必要であると考えております。

今、日本の人口は 1 億 2,500 万人。100 年前、明治 37 年は 4,613 万人、明治 45 年は 5,000 万人、そして終戦時には 7,200 万人。こういった人口の推移を経て、かつて経験したことのない、手本のない時代であると言っても過言ではないと思っております。

ですから、皆様方には、学べる時に存分に学んでいただきたい、日本のリーダーとして活躍してもらいたい、そう願っております。

最後に、県立大学のさらなるご発展と、学生の皆様のご精励を期待申し上げ、ご活躍をお祈り申し上げます。今後とも、県勢活性化のために長崎県議会が全力を注いでまいる所存でありますので、長崎県立大学の皆様方におかれましても、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日はご清聴いただき、誠にありがとうございました。